

家庭学習のための情報機器貸出運用基準

1 目的

この基準は、ICT機器の活用による効果的な家庭学習の実施のため、並びにやむを得ず学校に登校できない児童・生徒が自宅等において学習を継続できるよう、情報機器を貸出することを目的とする。

2 用語の定義

本基準における用語は、次に定めるとおりとする。

(1) 学習者用端末 学校に配置しているタブレット型パソコン

(2) 家庭学習用通信機器 学校に配置しているモバイルルーター

3 貸出対象情報機器

貸出対象の情報機器は、学習者用端末（付属品含む）、家庭学習用通信機器（付属品含む）とする。

4 貸出対象者

(1) 次表左欄に掲げる目的に対して学習者用端末の貸出しを受けることができる者は、同表右欄のとおりとする。

目的	貸出対象者
効果的な家庭学習の実施のため	全児童・生徒
一斉休校、学級閉鎖等により登校できない児童・生徒が自宅等において学習を継続するため	一斉休校、学級閉鎖等により登校できない全児童・生徒
やむを得ず学校に登校できない児童生徒が自宅等において学習を継続するため	学校長が必要と認めた児童・生徒

(2) 家庭学習用通信機器の貸出対象者は、家庭にWi-Fi環境を整えられない要保護世帯及び準要保護世帯の児童・生徒とする。

(3) 就学援助支給申請書を提出している世帯の児童・生徒については、その認定・否認定が通知されるまでの間、前号による規定を準用し、貸出対象者とすることができる。

5 貸出期間

情報機器の貸出期間は、学校長が必要と認めた期間とする。ただし、その期間は同一年度内に限る。また貸出期間終了後は、速やかに学校に返却すること。

6 貸出手続き

(1) 次表左欄に掲げる者は、同表右欄に掲げる書類を学校長に提出するものとする。

対象者	提出書類
効果的な家庭学習の実施のため学習者用端末の貸出を受ける者の保護者	学習者用端末貸与確認書(様式第1号)
一斉休校、学級閉鎖等により登校できない場合に自宅等において学習を継続するため、学習者用端末の貸出を受ける者の保護者	学習者用端末貸与確認書(様式第1号)
やむを得ず学校に登校できない場合に自宅等において学習を継続するため、学習者用端末の貸出を希望する者の保護者	情報機器貸出申込書兼通知書(様式第2号)

(2) 家庭学習用通信機器の貸出しを希望する者の保護者は、情報機器貸出申込書兼通知書(様式第2号)を学校長に提出するものとする。

7 貸出決定

(1) 学校長は、学習者用端末貸与確認書の提出があったときは、学習者用端末の貸出を決定するものとする。

(2) 学校長は、情報機器貸出申込書兼通知書の提出があったときは、その内容を審査し、情報機器の貸出の可否を決定する。学校長は、貸出の可否を決定した場合、情報機器貸出申込書兼通知書により申込者に通知するとともに、写しを保管するものとする。

なお、貸出の決定を受けた者が第4項第3号の規定による対象者である場合、就学援助否認定通知書により通知を受けた時点

もって本号による決定の効力を失う。

8 費用の負担

家庭学習のための情報機器の貸出料は、無料とする。

家庭学習のための情報機器の利用に係る電気代、通信費は、借受人の自己負担とする。

また、貸出を受けた家庭学習用通信機器の利用に必要な SIM カードは、貸出を受けた者が通信業者と契約を行い、その契約に係る費用は契約人の自己負担とする。

ただし、通信費について、別に支援する定めがある場合は、この限りではない。

9 管理

学校長は、個々の情報機器の貸出状況を常に把握するとともに、第7項第2号及び第3号により貸出を決定した者の状況については、家庭学習のための情報機器貸出状況一覧表（様式第3号）を備えなければならない。また、教育委員会から求めがあったときには、貸出状況を報告しなければならない。

10 情報機器の取扱い

貸出を受けた情報機器を使用する児童・生徒（以下「使用者」という。）及びその保護者（以下「保護者」という。）は、情報機器について、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、次に掲げることを遵守すること。

- （1）情報機器は、学校が認めた家庭学習以外の目的で使用しないこと。
- （2）家庭学習に関係のない Web サイトの閲覧・利用、SNS への書込み、写真・動画の配信はしないこと。
- （3）情報機器は、他者に使用させ、または転貸しないこと。
- （4）情報機器は、売却、廃棄または故意に破損しないこと。
- （5）学校から情報機器の管理及び使用に関し、必要な指示があった場合は、その指示に従うこと。

11 使用者及び保護者の責任

使用者及び保護者は、情報機器の使用上の事故について、一切の責任を負うこととし、学校または第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠

償する責任を負うこと。

貸出期間中、情報機器を破損、汚損または紛失したときは、保護者は、修繕費等の原状に復する費用を負担すること。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

12 その他

この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(別紙 様式 1)

学習者用端末貸与確認書

春日部市立川辺小学校長 宛

____ 学年 ____ 組 ____ 番

児童生徒氏名	
保護者氏名	

(↓注意事項をよく読み、チェックを入れてください。)

- 学習者用端末の貸与を受けるにあたり、児童生徒とその保護者は、下記の注意事項について確認しました。

貸出端末備品番号	
貸出希望期間	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

注意事項

貸出を受けた情報機器を使用する児童・生徒（以下「使用者」という。）及びその保護者（以下「保護者」という。）は、情報機器について、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、次に掲げることを遵守すること。

- (1) 情報機器は、学校が認めた家庭学習以外の目的で使用しないこと。
- (2) 家庭学習に関係のない Web サイトの閲覧・利用、SNS への書込み、写真・動画の配信はしないこと。
- (3) 情報機器は、他者に使用させ、または転貸しないこと。
- (4) 情報機器は、売却、廃棄または故意に破損しないこと。
- (5) 学校から情報機器の管理及び使用に関し、必要な指示があった場合は、その指示に従うこと。

【その他、諸注意】

使用者及び保護者は、情報機器の使用上の事故について、一切の責任を負うこととし、学校または第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負うこと。

貸出期間中、情報機器を破損、汚損または紛失したときは、保護者は、修繕費等の原状に復する費用を負担すること。なお、情報機器が破損、故障した場合には、無断で修理せず、必ず学校に報告すること。

家庭内で通信に係る電気代や通信費は各家庭の負担となること。